

岩手県告示第45号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和6年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 286号	消石灰	70.0消石灰	アルカリ分 70.0 %	—	日本バイオ化学 工業有限会社	神奈川県川崎市 宮前区神木二丁 目6番20号	令和5年11 月24日
岩手県第 287号	消石灰	70.0顆粒消 石灰	アルカリ分 70.0 %	—	東方工業株式会 社	佐賀県佐賀市高 木瀬東二丁目13 番10号	令和5年11 月28日
岩手県第 185号	消石灰	70防散消石 灰	アルカリ分 70.0 %	—	東亜産業株式会 社	広島県広島市西 区横川町三丁目 9番29号	令和5年12 月19日